

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
4 年 第 11 号	4. 3. 14	<p>香害と電磁波被害防止についての陳情</p> <p>近隣からの香害（柔軟剤、芳香剤、香水、各種洗剤、シャンプー等に含まれる合成香料）の臭いで、化学物質過敏症（CS）になり、住めなくなって、避難している。衣類や他の物にも臭いが付着して臭くて使えず、物損も酷い。法律がないので、行政に啓発しても弁護士を探しても、まともに対応してもらえない。</p> <p>病院でも、消毒臭と他人の香料の臭いがきつくて、香害の啓発を依頼しても「対応できない、他の病院に行ってください」「もう来ないでください」等、言われた。他のCSの方も「病院で「もう来ないでください」と言われた」という話を聞いている。</p> <p>香害の被害者は健康被害だけでなく、社会的な被害、周りの無知・無理解なども重なって、多重の苦しみがある。どうして加害者を啓発せず、被害者に権利の剥奪等、被害を重ねるのだろうか。このような非人道的な言動を、放置してはいけない。速やかに、「香害防止法」を制定して、予防の観点から、危険な商品を作らない・売らない・買わない・使わないように規制をして、問題があった場合には、罰則・権限を持った取り締まり・禁止など、適切な対処が出来るようにするべきである。</p> <p>そして香害の社会的啓発をして、合成・香料は危険なので使わないようにと、呼びかけていただきたい。同時に、無香料で、合成ではない安全な方法「ナチュラルクリーニング（石鹼、クエン酸、重曹、セスキ炭酸ソーダ等）」の使い方の説明も必要である。</p> <p>欧米諸国では、香害防止の法も取り組みも成されている。日本は香害防止の法も取り組みもなされず、放置されて、被害が拡大、深刻化している。香害を放置すると、誰もが化学物質過敏症を発症する可能性があり、お腹の胎児、そして次の世代の人まで汚染され、障害やアトピーを持って生まれてくる可能性が高まる。臭いは、本人のみならず他人そして次世代の人の健康をも害する問題である。香害を放置することは人権侵害に繋がる。茨城県議会で香害防止のあらゆる対応をお願いする。</p> <p>電磁波に関しても、香害と同じような問題がある。電車内や公共の場でも電磁</p>	個人	防災環境 産業

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		<p>波被害で具合が悪くなる人も多くいる。優先席付近でも携帯・スマホを使っている人が何と多い事か、迷惑である。電磁波は有害であるという認識とマナーの啓発不足である。</p> <p>欧米諸国では、電磁波は有害であるという認識から、厳しい規制が成されている。日本は社会的に電磁波問題の認識も規制も足りず、被害が拡大、深刻化している。電磁波の厳しい規制も願います。茨城県議会で電磁波被害防止のあらゆる対応を願います。</p> <p>1) 県議会議員の方々への理解促進 香料や電磁波の有害性の認識と安全な方法（ナチュラルクリーニングや電源オフ等）と香害と電磁波被害防止のお願いの文書の内容の周知徹底</p> <p>2) 現行法「海岸漂着物処理推進法（第11条の2）での対処 現行法で出来ることがあるのに行っていないのは国の怠慢である。しかるべき対処をするよう関係機関への働きかけを願います。（東京農工大学の高田秀重教授のコメントより：日本消費者連盟 HP 新着情報 2021年12月14日、プラスチック～政省令への提言の項目9～11と参照資料※18参照。日本消費者連盟「ストップ！香害」の本 p.30-31 参照。）</p> <p>3) 現行法「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（第4条）」での対処 有害な商品が出回ったら回収できる法律があるのに、なされていない。しかるべき対処をするよう関係機関へ働きかけを願います。（日本消費者連盟のHPで「香害」で検索し、2020年11月17日の要望書、回答、参照。日本消費者連盟「ストップ！香害」の本 p.63-64 参照。）</p> <p>4) 茨城県として、香害防止と電磁波被害防止の啓発・対処を行うよう働きかけを願います。</p> <p>5) 必要な法整備を国が行うよう、茨城県議会から政府へ意見書の提出を願います。</p> <p>①香害防止法の制定 危険な商品を作らない・売らない・買わない・使わないように規制するとともに、問題があったら対処（厳重な罰則・取り締まり・指導・禁止等を含</p>		

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	送付 委員会名
		<p>む) 出来るように法整備をすべきである。</p> <p>②プラスチック問題の法整備 日本消費者連盟のHPで、2021年12月14日、プラスチックに係る～政省令への提言の参照資料※21参照。NGOネットワークから法律案の提案がある。</p> <p>③電磁波の厳しい規制：法整備（香害と電磁波被害防止～の文書で参考資料の本（8）大久保貞利著「電磁波過敏症」緑風出版より、6つの提言 p. 211～p. 220 参照。）</p> <p>参考資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 香害および電磁波被害防止のお願い 2 化学物質過敏症(CS)支援センターの会報 <ul style="list-style-type: none"> ・第122号 p. 13-14：合成の危険性について ・第123号 p. 1-2：裁判(CS発症を労災認定)と臭いの危険性について 3 日経新聞の記事 2021年1月16日(土) 「においがもたらす不調」 		